令和５年度第８回職員分限懲戒部会　議事要旨

１　日時

　　　令和５年12月20日（水曜日）10時30分～11時30分

２　出席者

小林委員長（部会長）、小松委員、滝口委員

（事務局：総務局人事部人事課）

　　　日野人事課長代理、寺元担当係長、本家係員

（消防局企画部企画課）

　　　片山監察担当副課長、坂田担当係長

３ 議題

12月27日発令予定の処分に関する要否及び量定の妥当性について

４　議事要旨

以下の事案等の処分の要否及び量定の妥当性の検討を行った。

* こども青少年局職員のセクシュアルハラスメント事案
* 鶴見区役所職員の虚偽報告事案
* 都市整備局職員の委託業者への不適切なメール事案
* 西区役所職員の公文書紛失及び職務命令違反事案
* 環境局職員の公務上交通法規違反事案
* 消防局職員の不同意わいせつ事案

５　議事結果

　　　以上の事案にかかる任命権者の処分案について、意見を述べた。

　　　任命権者においては、聴取した意見を参考に処分を決定する。

【問い合わせ先】

　総務局人事部人事課

　電話：06-6208-7516

ファックス：06-6202-7070

　メールアドレス： [ba0008@city.osaka.lg.jp](mailto:ba0008@city.osaka.lg.jp)